

準会員 募集のご案内

本会は社会福祉士の職能団体であることから、会員の皆様の活動の基盤づくりや特に若い方に必要な人材育成プログラムが充実しており「自分を磨く仲間と出会う」社会福祉士会へのご入会をお勧めしております。社会福祉士資格の取得を目指されている方には、「準会員」という会員制度があります。次のQ&Aをご参照のうえ、是非ご入会をご検討下さい。

Q1. 準会員って、そもそも何？

▶ 『定款』第8条で、「会員」の種別が規定されています。以下の通りです。

(種別)

- 第8条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会したもの
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会において推薦されたもの
 - (4) 準会員 次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの
 - (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
 - (イ) 社会福祉士養成施設又は社会福祉士養成課程に在籍している者
 - (ウ) その他、入会が適当と認められる者

Q2. 準会員の入会基準や手続きは？

▶ 『入会及び退会規則』第4条で、次のように規定されています。

(準会員の入会基準及び手続き)

- 第4条 定款第8条第1項第4号に規定する準会員の入会は、次の各号に定める基準を満たすものとする。
- (1) 本会の目的に賛同すること。
 - (2) 法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者でないこと。
 - (3) 入会者は、この法人の管理する準会員名簿に登録すること。
 - (4) 本会が通信連絡に要する経費のうち一定額を負担すること。
 - (5) 第3項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、別に定める変更届を本会へ提出すること。
- 2 前項第4号の額については、理事会において別に定める。
- 3 第1項の入会申し込みは、理事会が別に定める入会申込書によって行われなければならない。
- 4 入会後に法第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた場合は、準会員を退会した上で正会員として改めて入会しなければならない。

Q3. 準会員の年会費はいくら？

▶ 『会費に関する規則』第5条で、無料と規定されています。ただし、『入会及び退会規則』の第4条(4)の規定に基づき一定額の経費負担をお願いします。(会報の郵送料相当額) 具体的には『準会員経費徴収規程』第2条で、一律年額1,000円と規定されています。

(準会員経費)

- 第2条 本会が徴収する準会員経費の額は、ひとり当たり一律年額1,000円とする。

Q4. 準会員になるとどんなメリットが有るの？

▶ 主につきのようなメリットがあります。

- ① 本会の会報を毎月(年10回)お届けします。これにより、福祉の最新情報等が得られます。
- ② 研修会には会員価格で受講できます。割安な価格で福祉に関する自己研鑽の機会が得られます。
- ③ 研修会等で本会正会員とも知り合え、人的なネットワークが広がります。
- ④ 本会が主催する「社会福祉士受験対策講座」(8~9月開催予定)の受講料が **2,000円割引**になります。ただし必ず受講申込み前(または同時)にご入会いただきます。

Q5. 入会の申込み方法は？

▶ 裏面の入会申込書に必要事項を記入して事務局へ提出して下さい。ホームページの「資料室」では、「書式類」のページで入会申込書をダウンロードすることができます。

【お問合わせ先・申込先】 公益社団法人福岡県社会福祉士会 事務局
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12-5F
TEL 092-483-2944 FAX 092-483-3037 info@facsw.or.jp

準会員入会申込書

公益社団法人福岡県社会福祉士会 会長殿

貴会の趣旨に賛同し、下記により準会員となることを申し込みます。

年 月 日

| | | | |
|-------------------|---|---|---|
| 1 氏 名 | フリガナ | | 印 |
| | 漢 字 | | |
| 2 自宅住所 | 〒 _____ | | |
| | TEL | — | — |
| | FAX | — | — |
| | Eメール | | @ |
| 3 資料送付先 | 〒 _____ | | |
| ※上記2と異なる場合 | TEL | — | — |
| | FAX | — | — |
| 4 入会基準 (定款第5条) | 社会福祉士国家試験の受験資格あり | | |
| | 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍 | | |
| ※該当するものに○ | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 所属名 </div> | | |

- 準会員とは、『公益社団法人福岡県社会福祉士会定款』第8条第4項において、次のとおり規定されています。

次に掲げる者で、福岡県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望するもの

- (ア) 社会福祉士試験の受験資格を有する者
- (イ) 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者
- (ウ) その他、入会が適当と認められる者

【注】(ウ)は、理事会推薦。または理事会での審査を必要とします。

- 『公益社団法人福岡県社会福祉士会入会及び退会規則』第4条第4項の規定により、入会後に「社会福祉士」資格を取得した場合は、準会員を退会し正会員として再入会していただくことが条件となります。
- 『公益社団法人福岡県社会福祉士会準会員経費徴収規程』第2条の規定により、年間の通信連絡に要する経費としてその一部(1,000円)をご負担いただきます。